保存版　2026.４更新

東台小 PTA ハンドブック

Higashidai Elementary School PTA Handbook

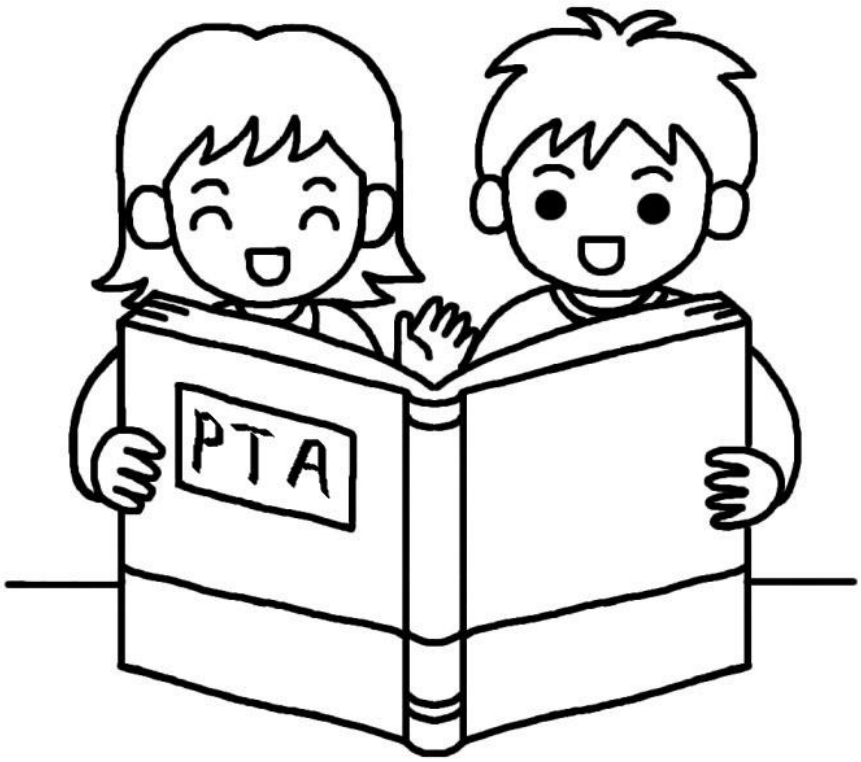

横浜市立東台小学校 PTA

目次

PTA とは？ 1

PTA の活動 ..... 2～4

本部役員 5

委員会とサポーター 6

学年委員会 ..... 7～8

広報委員会 9

保健衛生委員会 10

校外委員会 11

推薦委員会 12

委員会 Q&A 13

サポーター 14

サポーターQ&A 15

光の子学援隊 16

PTA 会費について 17

おやじの会 18

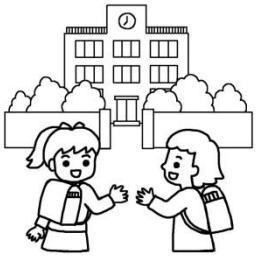

PTA とは？



PTA とは、P=Parent（親）、T=Teacher（教職員）、A=Association（会）の略称で、「保護者と教職員が協力し合い、子どもたちの健全育成をはかることを目的とした任意団体です。

東台小学校の PTA は、昭和 22 年 4 月に双葉会として結成され、
昭和 25 年 4 月に横浜市立東台小学校 PTA と改称し、今日にいたっております。

東台小学校では、
「できる人ができることから始めよう　～より多くの会員の参加を目指して～」
委員会とサポーターを中心にさまざまな PTA 活動を行っています。

東台小学校では、
保護者も教職員も力を合わせ、児童の幸せと人間性ゆたかな成長をはかることをめざし、学校生活をサポートしていけるようがんばっています。

ＰＴＡ組織図

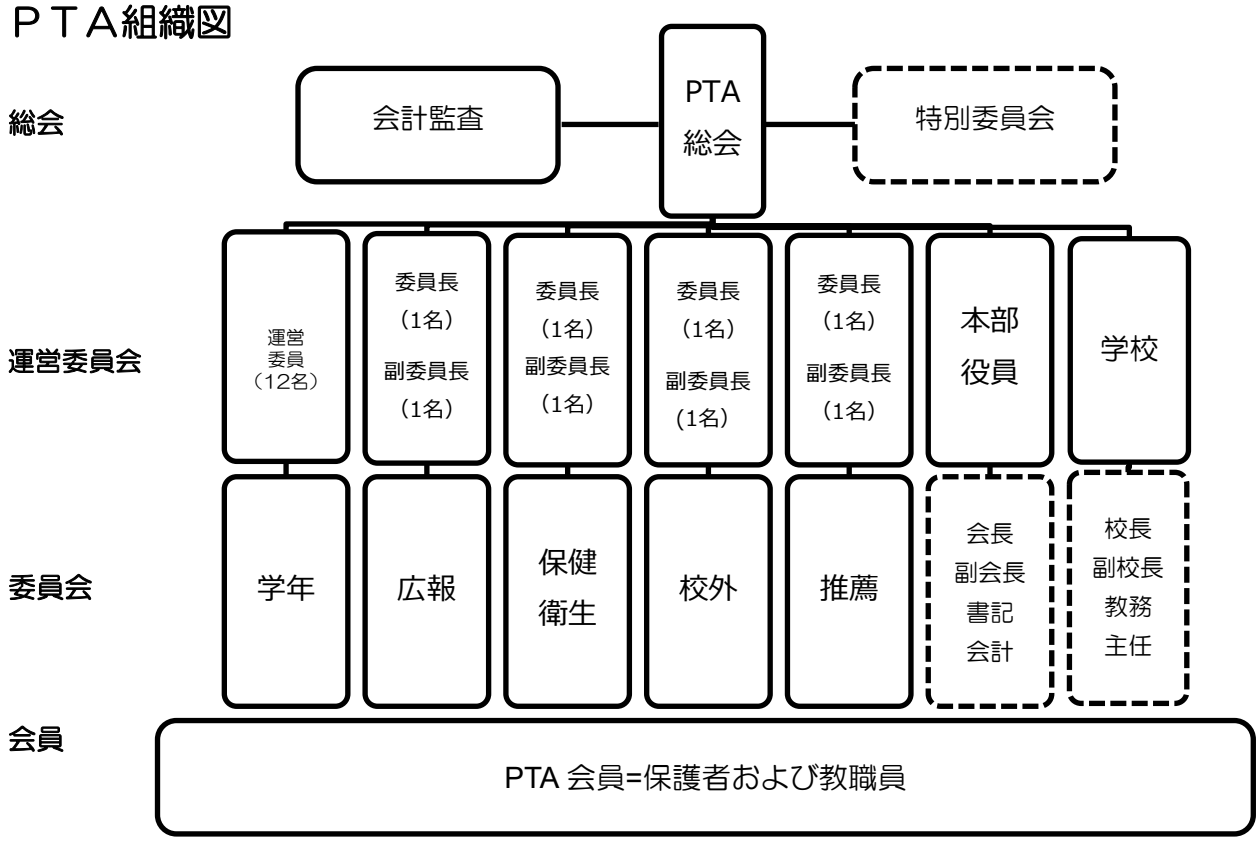

PTA の活動・・・

子どもたちの安全のために

子どもたちの安全を第一に考えます



光の子学援隊	毎朝、各校門前（西門、プール門）付近に立ち、子どもたちの交通安全指導や朝の声かけを行っています。 全保護者の協力により、成り立っています。学校の活動を PTA がサポートしています。
名札の着用	不審者対策として、名札を配布しています。授業参観・懇談会・PTA 行事などで来校される際には必ずご着用ください。
スクールゾーン対策協議会	学校・家庭・地域が連携し、行政・警察・土木事務所などが要望を受け止める側として加わる活動です。 子どもたちの通学路の安全について話し合い、地域全体で子どもたちを見守ります。
交通安全教室	毎年 5 月、1・3 年生向けに行われる交通安全教室です。 1 年生は道路の歩き方、3 年生は自転車の乗り方を学びます。 学校生活が安全に過ごせるよう、学校と保護者の協力により成り立っています。

こども 110 番の家



子どもたちが身の危険を感じた時、あるいは被害をうけた時に、安心して駆け込むことができる家・店舗のことです。家庭や警察への連絡をご協力いただきます。

新規募集は随時・更新確認も行います。

交通安全指導

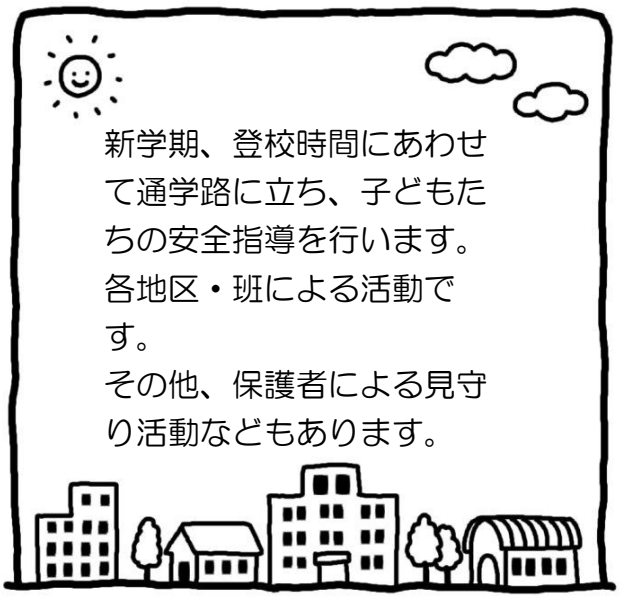

新学期、登校時間にあわせて通学路に立ち、子どもたちの安全指導を行います。
各地区・班による活動です。
その他、保護者による見守り活動などもあります。

PTA の活動・・・

本部役員

●構成人数
　　１０名程度
会長　　１名(保護者)
副会長　３名まで(保護者)
書記　　４名まで(保護者３名まで、教職員１名)
会計　　４名まで(保護者３名まで、教職員１名)

●活動内容
・学校と保護者とのパイプ役を担います。

・会長はこの会を代表し、役員の総意に基づいて目的の実行に努めます。

・副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行します。

・書記はこの会の各種会議の記録を整理・保管すると共にその他の事務を処理します。

・会計はこの会の会計事務を処理し、会計監査をうけた決算を定期総会で報告します。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

本部をやってよかった！

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

☆他学年のお母さんと仲良くなれ、他のクラス、学年のことも知れて良かった。

☆先生方とお話しする機会も増えて学校の様子がよくわかります。

☆普段の子どもたちの様子がたくさん見れて良かった。

☆本部ならではの特典があって嬉しかった。



※詳しくは本部役員にお問い合わせください



◆東台小学校では、
「できる人ができることから始めよう
～より多くの会員の参加を目指して～」
委員会とサポーターを中心にさまざまな PTA 活動を行っています。

委員は<1 人 1 回>の参加をお願いしています。
委員会の活動をサポートするのがサポーターの役割です。

委員会活動　<1 人 1 回>　（詳しくは 7～13 ページへ）
◆在学中の 6 年間のうち、児童 1 人につき、委員を 1 回お願いします。◆

☆学年委員会
☆保健衛生委員会
☆推薦委員会
☆広報委員会
☆校外委員会

「立候補希望用紙」を提出 → PTA委員による集計 → 決定

サポーター活動　<1 年 1 回>　（詳しくは 14 ページへ）

◇ベルマーク
◇カーテン洗濯
◇校内美化
◇白衣の点検

委員会の担当する活動をサポートします。

◇その他

「サポーター募集用紙」提出 → PTA委員による集計 → 詳細は別途お知らせ

委員会・・・

学年委員は、以下の活動を分担して行います。

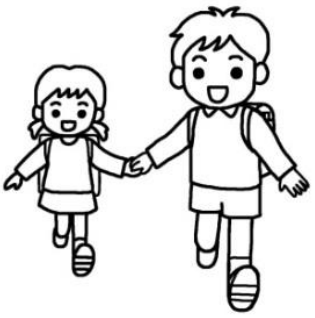

◇ベルマーク
年数回の貼付・集計・発送作業
＊平日の午前中の活動です

→ 皆さんから集まったベルマークは一輪車や竹馬など教育設備の充実に役立っています
サポーター募集します！！

◇校庭開放
年数回の校庭の開放、児童の見守り
その他、遊具・備品の確認など
＊土曜午前中の活動です。

→ 土曜日の活動なので、ご家族大歓迎！
たくさんの保護者の目があると子どもたちも安心して遊べます

◇カーテン洗濯
各教室のカーテン洗濯
＊平日の午前中に仕分け作業等をします
（カーテン洗濯自体は自宅で行います）

→ 自宅で洗濯をします
サポーター募集します！！

委員会・・・

委員会・・・



校外委員の活動は・・
◇スクールゾーン対策協議会
◇こども 110 番プレート設置
◇安全マップ作成
◇校外だより発行
◇登下校見守り隊の呼びかけ
など

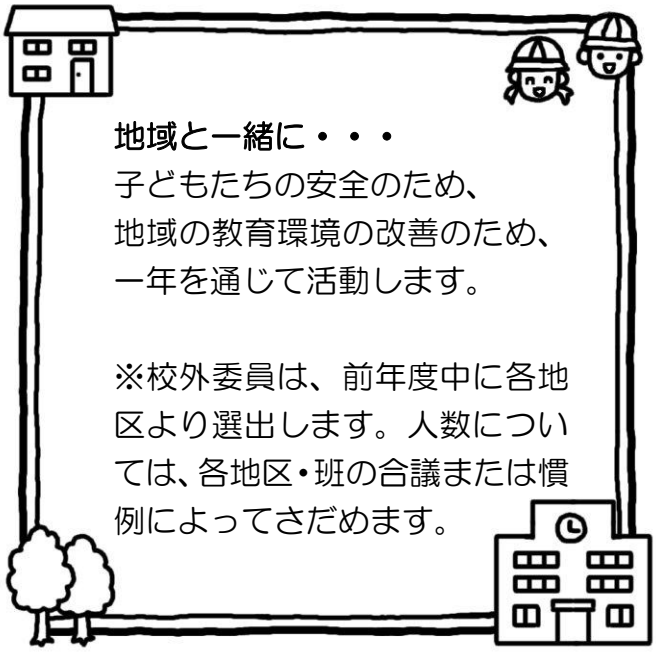

地域と一緒に・・・
子どもたちの安全のため、
地域の教育環境の改善のため、
一年を通じて活動します。

※校外委員は、前年度中に各地区より選出します。人数については、各地区・班の合議または慣例によってさだめます。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

委員をやってよかった！

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

☆校外委員は、学校と地域のパイプ役です。

☆学校とPTA、自治会との繋がりや、たくさんの人達の協力があって、子ども達の安全があるという事がわかり、関われた事がよかったです。

校外委員会

校外委員会は、
緊急下校時の協力と、児童の校外生活の向上につとめます。
(PTA 規約第 11 章第 37 条)

●構成人数
・各地区より選出
・校区８地区
（北部、寺谷、別所、中部、東台、岸 2、岸 3、鶴見）から選出、前年度中に決定

●活動内容
・学校と地域とのパイプ役を担います。
・各地区ごとに班を配置、地域という共通の場で子どもを取り巻く問題について話し合います。

●その他
・委員長 1 名、副委員長 1 名
・委員長・副委員長は運営委員会に出席

在学中の６年間のうち
◆ 児童１人につき委員を１回 ◆
お願いします。

委員会・・・

どうして委員会があるの？

学校・地域・家庭で子どもたちの健全な成長を見守るために、保護者が主体的に「学校」や「子ども」のことを考え、協力し合うため。また、親子のコミュニケーションをはぐくむため。

活動日はいつ？ どうやって決まるの？

各委員会の活動内容によってスケジュールは異なりますが、基本的には平日に開催されます。

こども会や自治会の役員をしたらPTA 役員は免除にならないの？

小学校は複数の自治会や地域から子どもが集まっており、それぞれ事情が異なります。自治会や地域でのご活躍のほかに、子どもたちのためにも小学校 PTA にご尽力いただけますよう、ご協力をお願いします。



在学中に 1 度は委員をやらなければいけないと聞いたけど？

「在学中の 6 年間のうち、児童 1 人につき、委員を 1 回」お願いしています。ご都合があるかとは思いますが、PTA 会員の公平性を保つため、ご理解・ご協力をお願いします。

委員はどうやって選出されるの？

年度末に委員選出についてのお手紙にて委員立候補の募集を行います。
（校外委員は除く）

働いているので平日は参加が難しい。未就学児がいるので難しい。

全ての方が家庭や職場で様々な事情を抱えています。
「できる人ができることから」始めていただけますよう、小さなことでもご協力をお願いします。
また、乳幼児をお連れになってご参加いただけます。

サポーター・・・

サポーターQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



委員会とサポーターはどう違うの？

委員会の活動をサポートするのがサポーターの役割です。委員だけでは人手が足りない時にサポーターに協力していただきます。

サポーターって強制なの？

サポーターは任意です。子どもたちの笑顔のため、そしてより良い学校づくりのためにたくさんの方の参加をお願いします。

活動日は全て参加しないといけないの？

全ての日程に参加する必要はありません。都合に合わせてご参加ください。

活動日程はいつ決まるの？

年間で決まっているものから後日スケジュールが決定するものもあります。児童を通してプリントにて、またはメール配信にてお知らせします。

知り合いがいなくて、１人で参加するのはちょっと・・・

ご心配無用です。学年やクラスを超えて、新しい輪が広がる機会だと思って、是非ご参加ください。

平日は参加が難しい。
未就学児がいるので難しい。

来校が難しい場合には、自宅でできる活動もあります。また、ご家族のどなたでもサポーターとしてご参加いただけます。





光の子学援隊って？

① 不審者を学校内に入れない

② 挨拶の大切さを大人が教える

③ 保護者間の交流を図る

ことを目的としたPTA会員に限らず**全保護者の協力による防犯活動**です。学校の活動をPTAがサポートしています。

目的

① 不審者を学校内に入れないこと
保護者が門に立つことで、防犯意識の向上をアピールすると同時に、登校時の子どもたちの交通安全指導を行います。

② 挨拶の大切さを大人が教えること
挨拶はコミュニケーションの第一歩です。大人が手本となり、子どもたちや地域の方に元気に朝の声かけをお願いします。

③ 保護者間の交流を図ること
保護者同士の顔が見えないままでよいでしょうか。この活動をきっかけに、困ったときに助け合え、気軽に声をかけ合える関係を築いていただければと思います。

活動内容

登校日の朝、各校門前に立ち、子どもたちの交通安全指導や朝の声かけを行います。
全保護者に参加していただけるよう、学年・クラス別の当番制にてお願いしています。

活動時期

児童の全登校日の朝８：０５～８：２０の間
各門（西門・プール門）付近に3～4名ずつ立つ

学校生活が安全に過ごせるよう、
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

PTA 会費とその用途



◆ＰＴＡ会費

◇1 世帯 1 か月 400 円
◇年 2 回半期ごとにまとめて、学校指定の金融機関から引き落としいたします。

◆用途

◇PTA 活動の運営費のほか、市Ｐ連・区Ｐ連会費等、各種負担金も支出されています。

各種給付金制度



◆日本スポーツ振興センター災害給付制度

◇学校管理下での事故への給付金制度です。掛金 460 円です。（詳細は学校からのお知らせをご覧ください）

◆ビジサポ学校賠償プランの概要
（日新火災海上保険株式会社）
児童 1 人あたり 200 円
（PTA 会費より）

◇学校の施設や業務に起因する賠償事故または学校の管理下中の生徒及び教職員の行為に起因する賠償事故を補償します。

随時募集中

おやじの会のページ

「子どもたちの笑顔が見たい！」
「子どもたちの目がキラキラ輝く瞬間が見たい！」
という保護者の気持ちを第一に、
ついでに大人も一緒に楽しみたいという思いで活動しています

・「遊びのイベント」、
題して「おやじと遊ぼう」開催
老骨？に鞭打って本気でサッカーで闘うおやじ　メタボも解消か？
・「学びのイベント」、
題して「おやじと学ぼう」開催
など

子どものため

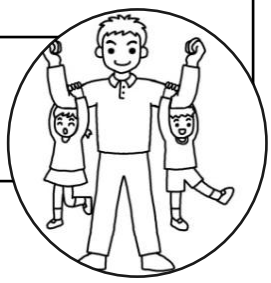

・近隣小学校おやじの会との交流
など

地域のため



・運動会のお手伝い
（校内外パトロール、その他手伝いなど）
・校内設備の修繕・清掃

学校のため



●親睦会もあります！

●入会希望の方は、お子さんの担任の先生を通してお問い合わせください。

横浜市立東台小学校ＰＴＡ規約

第１章　　名　称

第１条　　この会は横浜市立東台小学校ＰＴＡと称し、事務局を東台小学校におきます。

第２章　　目　的

第２条　　この会は児童の保護者と教職員とが協力して、家庭・学校および地域社会における児童の幸せと、人間性ゆたかな成長をはかることを目的とします。

第３章　　方　針

第３条　　この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に基づいて活動します。
・児童の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力します。
・他のいかなる団体または機関からの統制や干渉をうけません。
・営利的・宗教的・政党的な活動はしません。

第４章　　会　員

第４条　　1.この会の会員は東台小学校に在籍する児童の保護者、および教職員とし、
すべて平等の権利と義務をもちます。
2.本会の入退会は任意とします。入会の意思を示すことにより入会とします。
退会は会員の申し出によりいつでも退会できるものとします。その際、退会届を提出します。
ただし、児童の卒業や転校または勤務校の異動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とします。

第５章　　経　理

第５条　　この会の経費は会員の納入する会費、および雑収入でまかないます。
第６条　　1.この会の会費は世帯単位とします。
月額 400 円とし 12 か月分　合計 4800 円とします。
2.会費については、新規入会は当月から、転入等で年度途中での入会の場合は翌月から納めるものとします。
転出の場合は転出する月まで徴収します。
第７条　　この会の経理は総会で議決された予算に従っておこないます。予算の構成を変更する必要が生じた時は、会長が変更を提案し運営委員会の議決を経た後に執行されるものとします。
第８条　　この会の決算は会計監査を経て総会で、承認をえます。
第９条　　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わります。

第６章　　役　員

第１０条　　この会の役員は次のとおりです。
・会長　　１名（保護者）
・副会長　３名まで（保護者）

・書記　　４名まで（保護者３名まで、教職員１名）
・会計　　４名まで（保護者３名まで、教職員１名）
ただし、副会長以下の定員は原則とします。

第１１条　同一役員の任期は１年とし、再任は妨げないものとします。
第１２条　会長は、この会を代表し、役員の総意に基づいて目的の実現につとめます。
第１３条　副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその仕事を代行します。
第１４条　書記は、この会の各種会議の記録を整理･保管すると共にその他の事務を処理します。
第１５条　会計は、この会の会計事務を処理し、会計監査をうけた決算を定期総会で報告します。

第７章　　会計監査

第１６条　この会は３名の会計監査委員をおき、随時会計監査をおこないます。
第１７条　会計監査委員の任期は１年とします。ただし、引き続き１年間のみ再任できます。
第１８条　会計監査委員はこの会の他のすべての役員・委員を兼ねることはできません。

第８章　　役員・会計監査委員の選出

第１９条　役員・会計監査委員は年度末総会で選出されます。
第２０条　役員・会計監査委員の選出方法は、細則でさだめます。
第２１条　役員・会計監査委員に欠員が生じた時の補充は、運営委員会で推薦し承認します。
ただし、会長は副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とします。

第９章　　総　会

第２２条　総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関となります。
第２３条　総会は、定期総会と臨時総会があります。
・定期総会は、年度初めと年度末に開催します。
・臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の５分の１以上の要求があったときに開催します。
第２４条　総会の日時、場所および議題は総会前７日までに全会員に通知します。
第２５条　総会は次の事を審議します。
・役員・会計監査委員の選出
・予算・決算
・事業計画
・運営委員会が必要と認めた事項
第２６条　総会は全会員の５分の１以上で成立し、委任状を認めます。
第２７条　議題は出席者の過半数で決定します。

第１０章　　運営委員会

第２８条　運営委員会は役員、各委員長、副委員長、各学年の学年委員代表２名ずつ、校長、副校長、教務主任で構成します。ただし、委員長または代表が指名する者の代表代理出席を認めます。
第２９条　運営委員会の仕事は次のとおりです。
・総会の決議、規約に従ってこの会を運営します。
・各委員会で立案した事業計画を検討し、計画実行の推進をはかります。
・会員からの意見を検討し処理します。
第３０条　年５回程度開催し、必要な時は臨時に開催できます。
第３１条　委員の３分の２以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定します。

第１１章　　委員会

第３２条　この会の活動を円滑にするため、委員会として学年委員会、広報委員会、保健衛生委員会、校外委員会、役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以後、推薦委員会としま

す）をおきます。
第３３条　各委員会に委員長１名、副委員長１名をおきます。
第３４条　学年委員会は学校・学年運営に協力し、会員の交流をはかる活動をします。
第３５条　広報委員会は、広報「ひがしだい」を発行し、会員の情報や意見の交換につとめます。
第３６条　保健衛生委員会は、会員の保健意識の普及につとめ、児童の保健衛生・学校給食に関する活動に協力します。
第３７条　校外委員会は、緊急下校時の協力と、児童の校外生活の向上につとめます。
第３８条　推薦委員会は、役員・会計監査委員の選出に際し、候補者を推薦します。

第１２章　委員の選出

第３９条　学年委員、広報委員、保健衛生委員、推薦委員は各学年の合議により選出します。委員の定数と委員長の選出方法は細則でさだめます。
第４０条　校外委員は、北部・寺谷・別所・中部・東台・岸二・岸三・鶴見の各地区より選出します。選出方法は細則でさだめます。

第１３章　特別委員会

第４１条　特別委員会は、特別な事項について運営委員会が必要と認めたときに設置し、その任務を終了したときに解散します。
第４２条　特別委員会の委員は、運営委員会が会員のなかから指名し、委員長は互選によってさだめます。

第１４章　運営の公開

第４３条　すべての会員は、この会の議事録、会計に関する記録を閲覧することができます。
第４４条　すべての会員は、この会の運営委員会、その他の委員会に出席して意見を述べることができます。

第１５章　改　正

第４５条　この会の規約は、総会で出席者の３分の２以上の賛成で改正することができます。

第１６章　補　則

第４６条　この会の運営に必要な細則は、この規約に違反しない限り運営委員会の議決でさだめることができます。細則を制定または改廃したときは、次の総会に報告しなければなりません。
第４７条　慶弔については別に内規をさだめます。
第４８条　同好会については別に内規をさだめます。

附　則
本規約は平成９年１２月４日より実施します。
平成２１年２月２３日一部改正施行します。
平成２３年２月２１日一部改正施行します。
平成２４年２月２７日一部改正施行します。
平成２７年３月１３日一部改正施行します。
平成２９年２月７日　一部改正施行します。
平成３０年１月１５日一部改正施行します。
令和３年５月２７日　一部改正施行します。

令和５年１２月１１日一部改正施行します。
令和６年２月１６日一部改正　令和６年４月１日から施行します。
令和８年２月１３日一部改正　令和８年４月１日から施行します。

ＰＴＡ規約細則

第１章　　役員・会計監査委員の選出

第１条　　役員・会計監査委員の選出に際し、候補者を推薦するときは「役員・会計監査委員候補者推薦委員会」をおきます。（以下、推薦委員会とします。）
第２条　　推薦委員会は、各学年より１名程度の代表と、学校代表１名で構成します。
第３条　　推薦委員の氏名はすみやかに文書で知らせます。
第４条　　役員・会計監査委員候補者氏名は、年度末総会前７日までに全会員に知らせます。
第５条　　推薦委員は次年度の候補者にはなれません。
第６条　　候補者は、全会員の５分の１以上の推薦があれば一般会員から追加推薦することができます。この場合、本人の承諾をえて総会前３日までに運営委員会に届けでます。
第７条　　候補者が定員をこえた場合は、投票によって選出します。その方法は、運営委員会に一任します。
第８条　　会計監査委員には、監査補佐役として前年度役員の中から選出することが出来ることとします。
第９条　　会計監査委員は、一会員につき一度のみ選出することができます。

第２章　　委員の選出

第１０条　学年委員は各学年より 10 名程度選出します

第１１条　広報委員は、１～５学年より２名程度、保健衛生委員は、各学年より２名程度選出します。
第１２条　委員長については年度末総会後、次年度役員が推薦することもできます。ただし新年度委員が選出された後、立候補があれば互選とします。

第３章　　校外委員の選出

第１３条　北部・寺谷・別所・中部・東台・岸二・岸三・鶴見は、各地区の班をもって構成します。
第１４条　校外委員は各班の合議または慣例によって選出します。
第１５条　校外委員長・副委員長は、合議または慣例によって選出します。

最終改正日　平成３０年１２月１８日
令和３年５月２７日一部改正施行します。
令和４年 11 月 11 日一部改正施行します。
令和５年１２月 11 日一部改正施行します。

内規

慶弔規定
本規定は、PTA 規約 47 条によりさだめる。
保護者・児童
1.　死亡
保護者・児童の場合　　香典 10,000 円と供花
教職員

１．表彰（公的団体より表彰を受けた時）または栄進（校長または副校長に栄進した時）
　祝金 5,000 円
２．結婚・子の出生　祝金 10,000 円
３．転任・退任
　校長・副校長・その他教職員一律 3,000 円の花束
４．見舞い
　怪我または病気（1 か月程度の入院または療養）の場合　見舞金 5,000 円
５．死亡
　①本人の場合　　香典 10,000 円と供花
　②教職員の子、配偶者、実父母、同居の義父母の場合　香典 10,000 円

その他

１．本規定にさだめない事項および適用・必要が生じた場合、役員会において協議決定する。
２．本規定は、昭和 63 年 6 月より実施

平成 12 年 3 月　一部改正
平成 24 年 3 月　一部改正
平成 29 年 2 月　一部改正
平成 29 年 10 月　一部改正
平成 30 年 1 月　一部改正
令和 4 年 2 月　一部改正

同好会

本規定は、PTA 規約 48 条によりさだめる。

第 1 条　同好会の設立、存続、廃会については、運営委員会の承認をえるものとします。
第 2 条　同好会は、年度初めに新入会員の募集や同好会の広報活動をおこなうものとします。また、年度末に活動報告をします。
第 3 条　会員以外で本会に同好会への加入を希望する者は、その同好会の責任者あてに加入の申出をすることができます。ただし、この会の名誉を傷つける恐れのない方にかぎります。
第 4 条　同好会の責任者はこの会の会員でなければなりません。
第 5 条　運営委員会及び同好会の必要上、同好会の責任者によって同好会連絡会を組織し互選により代表者をさだめることができます。

附則

本規定は、昭和 63 年 6 月より実施

令和 5 年 4 月 1 日　一部改正施行します。

『できる人ができることから始めよう』

東台小学校PTA

皆さまの
ご協力お願いします

東台小学校では保護者も教職員も力を合わせ児童の幸せと人間性ゆたかな成長をはかることを目指し、学校生活をサポートすると共に相互の親睦を深めることを目的とした活動をしています。
保護者及び教職員が会員となり、学校に通うすべての子どもたちを分け隔てなく支援対象として運営しています。

5つの委員会があります

- 広報委員会
- 保健衛生委員会
- 校外委員会
- 学年委員会
- 推薦委員会

主な活動内容は？

- 広報誌作成・配布
- 校外だより作成
- スクールゾーン対策協議会
- ベルマーク
- カーテン洗濯
- 校内美化
- 校庭開放
- 白衣点検
- 運動会お手伝い

PTA会費の使い道は？

- 各委員会活動費用
- 学校の環境整備費
- 広報誌製作費
- エアコン洗浄
- 卒業・進級記念品
- 新1年生赤えんぴつ
- 卒業証書ホルダー
- 保険掛け金
- ふれあい芸術鑑賞会 など
- 過去には運動会で使用しているエイサーの太鼓(パーランクー)やソーラン節で着る法被を購入

参加方法は3つ

- 会員となり、会費を納めることによる参加
- 委員会メンバーやボランティアとして活動に参加(※1)
- 本部役員、運営委員会(※2)メンバーとして運営に参加

(※1)委員は強制ではありません
(※2)運営委員会とは本部役員、学年運営委員、各委員会委員長・副委員長及び学校で構成される会

東台小学校PTAホームページ

PTAは任意団体です
いつでも退会することができます
規約、退会届などはホームページをご確認ください
時代にあった、スリムなPTA運営を目指していきます

担任→副校長→PTA 会長

令和　　年　　月　　日記入

横浜市立東台小学校 PTA 会長宛

PTA 入会届

横浜市立東台小学校 PTA を入会します。

□児童氏名（在籍しているすべての児童氏名をご記入ください。）

年　　組　氏名（ふりがな）　　年　　組　氏名（ふりがな）

年　　組　氏名（ふりがな）　　年　　組　氏名（ふりがな）

□会員名

保護者氏名（ふりがな）

【重要事項】
・入会日は、入会届に記入した日となります。ご記入いただいた児童が卒業するまで有効とします。
・入会翌月分から、会費を徴収いたします。
・事務処理の関係上、学校と PTA 間で入会の情報を共有させていただくことになりますのでご了承ください。なお、会員資格に関する情報は、一般公開致しません。

【PTA 記入】

PTA 入会届受領書

年　　組　　さんの保護者様

ＰＴＡ入会届を受領いたしました。

令和　　年　　月　　日　横浜市立東台小学校ＰＴＡ会長

担任→副校長→PTA 会長

令和　　年　　月　　日記入

横浜市立東台小学校 PTA 会長宛

PTA 退会届

横浜市立東台小学校 PTA を退会します。

□児童氏名（在籍しているすべての児童氏名をご記入ください。）

年　　組　氏名（ふりがな）　　年　　組　氏名（ふりがな）

年　　組　氏名（ふりがな）　　年　　組　氏名（ふりがな）

□会員名

保護者氏名（ふりがな）

●差支えなければ、退会の理由をお聞かせください。今後の活動の参考にさせていただきます。

【重要事項】
・退会日は、退会届にご記入していただいた日となります。ご記入いただいた児童が卒業するまで有効とします。
・退会翌月分から、会費の返金をいたします。
・事務処理の関係上、学校と PTA 間で退会の情報を共有させていただくことになりますのでご了承ください。なお、会員資格に関する情報は、一般公開致しません。
・PTA からの配布物を会員同様に配布させていただくことがあります。

【PTA 記入】

PTA 退会届受領書

年　　組　　さんの保護者様

ＰＴＡ退会届を受領いたしました。

令和　　年　　月　　日　横浜市立東台小学校ＰＴＡ会長